

# 協働を積み重ね、地域経営を実践

問企画調整課 ☎6710



平成25年4月1日から施行される十和田市まちづくり基本条例の内容を条文解説とともに、条文に込められた市民検討委員の思いや願いを、検討委員会が整理したチャートや議事録からご紹介します。今月号では、第7章および第8章を解説します。

## 第7章 地域経営

### （地域経営の基本）

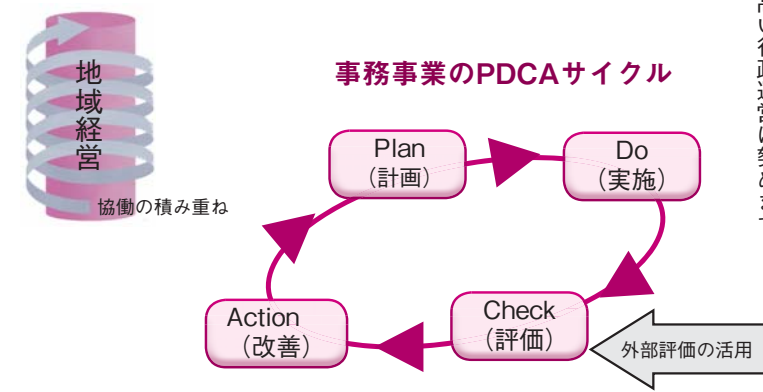
- 第13条 私たちは、十和田市の自律的発展を図るため、連携と協働により、地域の経営に取り組みます。
- 市は、市民の参画と情報共有を基本とした、公正で透明性の高い行政運営を行います。
- 市は、事務事業について「計画・実施・評価・改善」に基づいた効果的で効果的な行政運営を行います。

第7章は、地域経営の基本的な考え方に定めています。

第13条は、地域経営について定めています。

自ら考え、決定し（自立）、自らの発言行動に責任を持つ（自律）ことが、自治の原点であると考えられます。市民、議会および市は、相互の役割や特性を理解し、信頼するとともに、自らの役割と責務を自覚し、協働によるまちづくりを積み重ね、地

### 地域経営のイメージ



域経営を実践していきます。

そのために、市民のまちづくりへの参画、自治を確立するために必要な情報の共有を基本とし、法令に基づいた公正かつ透明性の高い行政運営に努めます。

### 事務事業のPDCAサイクル

第14条は、まちづくりの基本指針である総合計画について定めています。

まちの将来を見据えた、総合的で計画的な行政運営を図る必要があることから、総合計画を策定することを位置付けています。

現在市では、平成19年度から28年度までの10年間にわたる十和田市総合計画を策定して、まちづくりを進めています。実施計画は3カ年とし、おおむね3年ごとに改定しています。

総合計画は、市の未来を示す重要な計画であることから、その策定に当たっては、より多くの市民の意見を聞くなど、参画機会の充実を努める必要があります。

さらには、この計画を着実に推進するために、市は計画に基づくまちづくりを進められているかを適切に進行管理した上で、市民に対し、その結果を公表することとしています。

## 第8章 情報の共有

### （情報の共有）

- 第19条 市は、まちづくりについて市民と共通の認識を持つために、保有する情報を市民に積極的かつ迅速に、分かりやすく提供するように努めます。
- 市は、市民が市政に関する情報を容易に得られるように、適切な仕組みの整備に努めます。
- 市民は、地域の課題を解決するために必要な情報の収集と共有に努めます。

第8章は、情報の共有について3条に分けて定めています。

第19条は、基本原則の一つである情報共有についての基本的な考え方を定めています。

市民、議会および市が協働してまちづくりを進めていく上で、共通の認識を持つことは必要不可欠なことです。このため、数多くの情報を保有する市は、市民に対し、積極的かつ迅速に、そして分かりやすくそれらの情報を提供するように努めます。

また、多くの市民がそれらの情報を容易に集めることができるよう、市は広報やホームページのほか、さまざまな情報手段を活用し、情報の提供に努めます。

さらに、市民が市政によりかかわってほしいとの市民検討委員会の思いから、市民自身が、地域課題を解決するために必要な情報収集に努めることが定められました。

### （健全な財政運営）

- 第15条 市は、総合計画や事業評価等の結果を踏まえ、効果的で効果的な予算の編成に努めます。
- 市は、中長期的な展望に立ち、健全で持続可能な財政運営に努めます。
- 市は、予算及び決算の内容や市の財政状況を市民に分かりやすく公表し、財政運営の透明性の確保に努めます。

第15条は、市の財政運営に係る、基本的な考え方について定めています。

市は、総合計画や事業評価などを踏まえ、貴重な財源の効率的で効果的な活用を努め、市民サービスを安定的かつ効果的に継続して提供していくため、中長期的な展望に立って、健全な財政運営に努めなければなりません。そのため、合理的な基準による予算編成、目的達成のための必要かつ最小限の予算執行に努め、将来の財政状況を考慮した財政運営に努める必要があります。

また、市民に市の財政状況を分かりやすく公表し、財政運営の透明性の確保を図り、市の財政状況を市民と共有するよう努めなければなりません。

### （事業評価）

- 第16条 市は、行政をより効率的かつ効果的に運営するため、実施する事業等について、外部評価を取り入れ、検証及び評価を行うものとします。
- 市は、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、事業等の改善に努めます。

第16条は、効果的で効果的な行政運営を進めるため、事業評価を実施することを定めています。

事業評価とは、市の事務事業の目的を明らかにし、その成果を具体的に表すことにより、その事業の必要性や有効性、効率性などを評価し、その評価結果を次の事業にいかすことで、事業の質を高めていくための仕組みのことをいいます。

市では、評価の客観性を高めるため、第三者による外部評価も取り入れつつ、評価の結果や対応方針を公表し、事務事業の改善にいかし、よりよい市民サービスの効果的・効率的な提供に努めます。

### （個人情報保護）

- 第21条 市は、個人の権利及び利益を保護するために、個人に関する情報を適正に管理するとともに、必要な措置を講じるものとします。

第21条は、個人情報保護の基本的な考え方について定めています。

市は、戸籍や住民票、各種の名簿など、さまざまな市民の個人情報保有しています。情報公開が大切な一方、この個人情報については、市民の基本的な権利を守る上で、厳重に管理されなければなりません。市では、個人情報適切に管理し、保護する目的で、「十和田市個人情報保護条例」を定めています。

- 第18条 市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化に努めます。
- 市は、市民及び関係機関と相互に連携し、協力しながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

### （危機管理）

第17条は、持続可能な行財政構造の構築のため、行政改革に取り組むことを定めています。また、市民、有識者などによる行政改革の成果の検証を行い、市は、その結果を公表するとともに、行政運営に反映させ、施策や事業の改善に努めます。

- 第17条 市は、行政運営の資質の向上を図るため、市民とともに行政改革に取り組む、その検証を行い、結果を市民に分かりやすく公表します。

## ◆市民検討委員会の議論（第7章 地域経営）

【現状認識】	【今後の取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民が行政にかかわる意識がない。</li> <li>●一緒に作り上げていく気風がない。</li> <li>●職員に既得権益意識が強い。</li> <li>●形式に偏った市民参加型の仕組みが多い。</li> <li>●情報の共有が少ない。</li> <li>●総合計画の基本構想が行政運営の基本になっている。</li> <li>●実施計画は、向こう3年間の事業を掲載し、3年ごとに見直しをしている。</li> <li>●事業を決定（予算化）するプロセスが不透明である。</li> <li>●事業実施後の検証が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■長期的な計画（基本構想・基本計画）のもとに市政運営をする。</li> <li>■健全で持続可能な財政運営をする。</li> <li>■事業について評価と市民への公表を図る。</li> <li>■市民の安全と安心を確保するための危機管理をする。</li> <li>■市民として議会として事業を検証し、公表する。</li> <li>■プラン（計画）→ドウ（実施）→チェック（評価）→アクション（改善）の各段階で市民との情報を共有し、意見を取り入れる。</li> </ul>

第18条は、危機管理体制の充実を図り、安全、安心なまちを目指していくことを定めています。

市は、市民の生命と財産を守り、安全で安心な日々の生活を守る責任があります。そのため、災害や大規模な事故などの不測の事態に対処できる危機管理体制の構築を目指します。

また、迅速で機能的な支援、多面的なサポートを実行できる体制の構築を目指し、国、県、近隣自治体などと相互の連携を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。